

2023年9月28日

お客様各位

津山信用金庫

### インボイス制度開始に伴う対応について

平素より、津山信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、2023年10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けていますので、お客様からお支払いいただいた各種手数料の消費税につきましては、当金庫が発行する適格請求書（以下、「インボイス」という。）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることが出来ますのでご案内いたします。

なお、当金庫のインボイス発行については、お取引に応じて下記のとおりとなります。

#### 記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

T 5 2 6 0 0 0 5 0 0 6 6 4 8

2. 窓口等でお支払いいただく各種手数料について

領収書、振込手数料受取書等にインボイスの要件を記載してお渡します。

3. 口座振替でお支払いいただく各種手数料（※）について

インボイスの要件を記載した一覧表の交付を希望されるお客様に、お渡します。

なお、2023年10月分取引分の発行時期は2023年12月初旬となり、以後同様のタイミングで作成しますので、ご了承願います。

※インターネットバンキング基本料、振込手数料、貸金庫手数料等

4. A T Mおよび両替機でのお取引について

A T Mおよび両替機でのお取引につきましては、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが出来ます。

そのため、A T Mおよび両替機から出力される「ご利用明細」等についてはインボイス制度に対応する様式変更は行いませんのでご了承下さい。

なお、お客様の個別のご事情に応じた具体的な会計並びに税務処理についてのご相談にお答えすることは、税理士法等により禁じられておりますので、顧問税理士にご相談いただきますようお願いいたします。

以上